

証券コード 3193
平成27年10月9日

株 主 各 位

大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
株 式 会 社 鳥 貴 族
代表取締役社長 大 倉 忠 司

第29期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 401号会議室
(会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項 第29期（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.torikizoku.co.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年 8 月 1 日から  
平成27年 7 月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日銀の金融政策を背景に、円安・株高の傾向が続き、企業業績の改善や雇用情勢の好転により緩やかな景気回復の動きがみられるなど、徐々に明るさを増しております。しかしながら、円安等による原材料価格の高騰や、それに伴う生活必需品の価格上昇などにより個人消費は低迷する状況が続きました。

外食業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者意識が一層増し、原材料価格やエネルギーコストの上昇、人手不足による人件費の高騰及び人員確保リスクの増大に加え、中食・コンビニエンスストア等を代表とする業態を超えた顧客獲得競争が激しさを増し、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、当社では新規出店を強化し「鳥貴族」の認知度を高めるとともに、「国産国消への挑戦」をコーポレートメッセージとして掲げ、さらなる商品力の向上とブランド力の強化に取り組んでまいりました。当事業年度は首都圏を中心に54店舗の出店を行い、当事業年度末における「鳥貴族」の店舗数は414店舗（前事業年度末比51店舗純増）となりました。

当社の直営店につきましては、当事業年度は38店舗の出店を行い、当事業年度末においては227店舗（前事業年度末比37店舗純増）となりました。新規出店による店舗数の増加及び既存店売上高が好調に推移したこと等により、売上高は18,659,881千円（前事業年度比27.7%増）となり、売上総利益は12,807,324千円（前事業年度比30.7%増）となりました。販売費及び一般管理費は、上場記念キャンペーンとして販売促進活動を行ったこと、衛生管理の取り組み強化により一時的に人件費が増加したこと等により11,688,774千円（前事業年度比28.3%増）となりました。以上により、営業利益は1,118,550千円（前事業年度比61.9%増）、経常利益は1,082,123千円（前事業年度比30.2%増）、当期純利益は585,486千円（前事業年度比42.7%増）となりました。

なお、当社は飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、37店舗の新規出店及び移転による出店1店舗等を実施し、その設備投資総額は1,568,682千円となりました。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、当事業年度における新規出店のための設備投資等に充当するため、934,000千円を金融機関からの借入により調達しております。また、翌事業年度における新規出店のための設備資金に充当するため、以下のとおり、公募増資及び第三者割当増資を行い、総額で1,822,671千円の資金調達を行いました。

| 会 社 名              | 区 分              | 発行株式数    | 1 株当たり<br>発 行 価 額 | 調達金額        | 払込期日       |
|--------------------|------------------|----------|-------------------|-------------|------------|
| 当 社                | 公 募 増 資          | 200,000株 | 7,613円            | 1,443,700千円 | 平成27年7月9日  |
| 大 和 証 券<br>株 式 会 社 | 第 三 者<br>割 当 増 資 | 52,500株  | 7,613円            | 378,971千円   | 平成27年7月29日 |

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 26 期<br>(平成24年7月期) | 第 27 期<br>(平成25年7月期) | 第 28 期<br>(平成26年7月期) | 第 29 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年7月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 10,848,637           | 12,864,297           | 14,616,459           | 18,659,881                      |
| 経 常 利 益(千円)     | 196,211              | 492,378              | 831,077              | 1,082,123                       |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 63,252               | 212,219              | 410,209              | 585,486                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 4,988.88             | 16,511.31            | 314.39               | 56.97                           |
| 総 資 産(千円)       | 5,754,025            | 6,165,533            | 7,720,347            | 11,005,212                      |
| 純 資 産(千円)       | 600,090              | 812,310              | 2,173,063            | 4,573,100                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 46,688.74            | 63,200.06            | 1,313.58             | 402.83                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、平成26年3月24日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 当社は、平成27年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 過年度に上記株式分割が行われたと仮定して、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は以下のとおりとなります。

| 区 分                     | 第 26 期<br>(平成24年7月期) | 第 27 期<br>(平成25年7月期) | 第 28 期<br>(平成26年7月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 8.31                 | 27.52                | 52.40                |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 77.81                | 105.33               | 218.93               |

### (3) 対処すべき課題

当社は、他社との差別化を図り、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

#### ① 「280円（税抜）均一の感動」の追求

当社は「280円（税抜）均一の感動」を基本コンセプトとして店舗展開を行っており、お客様に感動していただくために、業務オペレーション等を効率化することで280円（税抜）を維持しつつも高価値を追求することで付加価値を創出し、他社との差別化を図るように努めております。

具体的には、個人店の良さである食材の品質・味へのこだわりと、チェーン店の良さである資本・人材・ノウハウ等の集中投下及び業務オペレーションの均一化等による効率化という両者の良い側面を同時に実現させるべく、国産鶏肉の使用、店舗での串打ちといった取り組みを継続していく一方で、業務オペレーションの効率化のためにさらなる業務改善に取り組んでまいります。

#### ② 既存店売上高の維持向上

外食業界は成熟した市場となっており、個人消費支出における選別化、弁当・コンビニエンスストア等を代表とする業界を超えた顧客獲得競争の激化等により、厳しい経営環境となっております。

当社においては、ブランド力をさらに強化し既存店売上高を維持向上させるため、クオリティ（商品品質）・サービス（接客力）・クレンリネス（衛生管理）の強化を全従業員に周知徹底し、お客様満足度の向上に努めてまいります。

#### ③ 商品力の向上

食の安全に対するお客様の意識は一層高まりつつあります。当社では、国産鶏肉にこだわり、産地との良好な関係を構築・維持することで、今まで以上に安全かつ良質な食材の確保に取り組んでまいります。また、お客様のニーズの変化にも迅速に対応できる商品開発や人気メニューのさらなる付加価値向上に取り組んでまいります。

#### ④ 新規出店の強化・投資効果の維持向上

当社が継続的に新規出店を行い、新たな収益を確保するためには、投資効果のさらなる向上が重要課題であると考えております。当面の間、関西圏、関東圏及び東海圏の3商圏での事業展開を予定しておりますが、将来的には全国展開も視野に入れ、全国2,000店舗の出店を長期的な目標に掲げております。そのために、物件情報の取得及び調査のための人員確保等、社内体制の強化に取り組んでまいります。

また、マーケティング調査の強化により当社が競争優位となりうる出店候補地の確保、協力会社との連携による出店初期投資額の削減、並びに、店舗運営の効率化に取り組んでまいります。

⑤ 人材の採用・教育強化

今後、当社の成長には、優秀な人材の確保が必要不可欠と考えております。当社の企業理念を理解し、賛同した人材の採用を最重要課題とし、中途採用だけでなく新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、外食産業に限らない経験豊富な人材の招聘等により、変化する経営環境に対し柔軟に対応できる組織を目指します。

人材教育に関しては各役職・階層別に応じた研修プログラムを充実させ、特に重要な位置づけとなる店長に対しては教育プログラムを強化し、店舗運営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

業容の拡大に応じたリスクの管理、衛生管理やコンプライアンス遵守体制のさらなる向上を目指し、内部監査室を中心に、内部統制システムの改善に取り組んでおります。また、財務報告に関連する内部統制の強化も重要課題と認識しており、必要に応じて人員の増強を図る方針であります。

(4) 主要な事業内容（平成27年7月31日現在）

当社は、「烏貴族」の単一ブランドで、関西圏・関東圏・東海圏の3商圈に焼鳥店の店舗展開をしております。

(5) 主要な営業所、工場及び店舗（平成27年7月31日現在）

|   |   |                                     |
|---|---|-------------------------------------|
| 本 | 社 | 大阪府                                 |
| 工 | 場 | 大阪府                                 |
| 店 | 舗 | 大阪府、京都府、奈良県、兵庫県、滋賀県、東京都、千葉県、埼玉県、愛知県 |

(6) 使用人の状況（平成27年7月31日現在）

| 使用人数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 491（2,059）名 | 67（655）名増 | 30.3歳 | 3.4年   |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時就業員は（ ）内に年間の平均人員数を外数で記載しております。  
2. 使用人数増加の主な理由は、店舗の新規出店によるものです。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年7月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社近畿大阪銀行    | 715,994千円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 599,038千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 468,930千円 |
| 株式会社高知銀行      | 228,291千円 |
| 株式会社紀陽銀行      | 192,683千円 |
| 株式会社第三銀行      | 43,634千円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 27,331千円  |
| 株式会社関西アーバン銀行  | 27,331千円  |
| 株式会社京都銀行      | 9,330千円   |

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成27年7月10日付で、当社株式は株式会社東京証券取引所JASDAQから同取引所市場第二部に市場変更いたしました。



## 2. 株式の状況（平成27年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,282,400株
- (2) 発行済株式の総数 3,784,100株
- (3) 株主数 4,969名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|------------|---------|
| 大 倉 忠 司                         | 1,140,000株 | 30.12%  |
| 株 式 会 社 大 倉 忠                   | 400,000株   | 10.57%  |
| 鳥 貴 族 従 業 員 持 株 会               | 161,200株   | 4.25%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社              | 140,400株   | 3.71%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社            | 120,100株   | 3.17%   |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY       | 86,900株    | 2.29%   |
| 中 西 卓 己                         | 80,000株    | 2.11%   |
| 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 78,600株    | 2.07%   |
| 青 木 繁 則                         | 50,000株    | 1.32%   |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社             | 45,300株    | 1.19%   |

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。

- 2. 当社は、平成27年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。これにより、発行可能株式総数は5,141,200株増加、発行済株式の総数は1,654,300株増加しております。
- 3. 新株予約権行使により、発行済株式の総数は223,000株増加しております。
- 4. 平成27年7月9日を払込期日とする公募増資及び平成27年7月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は252,500株増加しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成27年6月22日開催の当社取締役会において、平成27年8月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行うことを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は30,847,200株に、発行済株式の総数は11,352,300株となっております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 3 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 平成21年7月10日                                  | 平成25年12月10日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 50個                                         | 100個                                         |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 10,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)         | 普通株式 20,000株<br>(新株予約権 1 個につき 200株)          |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                     | 新株予約権と引換えに払い込みは<br>要しない                      |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 16,000円<br>(1 株当たり 80円)        | 新株予約権 1 個当たり 100,000円<br>(1 株当たり 500円)       |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 平成23年7月11日から<br>平成31年7月10日まで                | 平成27年12月18日から<br>平成35年12月10日まで               |
| 主 な 行 使 の 条 件                                  |                     | (注) 3                                       | (注) 3                                        |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 50個<br>目的となる株式数 10,000株<br>保有者数 1 名 | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 2 名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |
|                                                | 監 査 役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名        | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |

- (注) 1. 平成27年2月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 第1回新株予約権には、使用人として在籍中に付与されたものが含まれております。
3. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを必要としております。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年7月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況  |
|----------|------|---------------|
| 代表取締役社長  | 大倉忠司 | 統括            |
| 専務取締役    | 中西卓己 | 開発本部シニアディレクター |
| 常務取締役    | 青木繁則 | 商品部ディレクター     |
| 取締役      | 道下聡  | 管理部ディレクター     |
| 取締役      | 山下陽  | 営業本部シニアディレクター |
| 取締役      | 根岸邦行 | 株式会社理念・実践塾 代表 |
| 常勤監査役    | 原田雅彦 |               |
| 監査役      | 石井義人 | 石井義人法律事務所 代表  |
| 監査役      | 疋田実  | 疋田公認会計士事務所 代表 |

- (注) 1. 取締役のうち、根岸邦行氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、石井義人氏及び疋田実氏は社外監査役であります。
3. 監査役疋田実氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成26年8月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・専務取締役中西卓己氏は営業本部シニアディレクターから開発本部シニアディレクターに就任いたしました。
  - ・取締役山下陽氏は人財部ディレクターから営業本部シニアディレクターに就任いたしました。
5. 取締役根岸邦行氏並びに監査役石井義人氏及び疋田実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|------------------|-----------|----------------------|
| 取（うち社 締 外 取 締 役） | 6名<br>(1) | 125,370千円<br>(3,150) |
| 監（うち社 査 外 監 査 役） | 3<br>(2)  | 18,210<br>(7,950)    |
| 合（うち社 外 役 員）計    | 9<br>(3)  | 143,580<br>(11,100)  |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成25年10月30日開催の第27期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成23年10月21日開催の第25期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 根岸 邦行氏  
株式会社理念・実践塾の代表を兼務しております。  
なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
  - ・ 石井 義人氏  
石井義人法律事務所の代表を兼務しております。  
なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。
  - ・ 疋田 実氏  
疋田公認会計士事務所の代表を兼務しております。  
なお、当社と同会計士事務所との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 根 岸 邦 行 | 平成26年10月29日就任以降に開催された取締役会18回のうち18回出席し、企業経営に関する知識・経験に基づく専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。                                   |
| 監査役 石 井 義 人 | 当事業年度に開催の取締役会22回のうち22回、監査役会18回のうち18回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。   |
| 監査役 疋 田 実   | 当事業年度に開催の取締役会22回のうち22回、監査役会18回のうち18回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会における監査事項の協議等において、必要な発言を行っております。 |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で職務を行うにつき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 23,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務であります。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。（決議日 平成27年7月24日）

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を制定し、役職員はこれを遵守する。

(b) 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、法令及び定款に定められた事項並びに経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役から業務執行に関し報告を受ける。

(c) 役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(d) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、組織横断的に構成されたコンプライアンス委員会を設置し、役職員に対する教育研修体制を構築するとともに、食品衛生法・金融商品取引法・会社法等をはじめとする諸法令等に対する全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを実施する。また、様々なリスクを想定し未然に対処できるような組織体制の構築・リスク分析並びに対策を実施する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報に関して、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的方法により記録を作成し、適切に保存及び管理を行う。

(b) 文書管理部署である管理部は、監査役または監査役を補助する使用人の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧に供する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険に関して、組織横断的リスクの監視及び全社的対応は管理部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。

また、業務上重要なリスクに関しては「コンプライアンス委員会」にて規程やマニュアル、ガイドライン等の設定を検討する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - (b) 取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各役職員に伝達する。また、代表取締役社長は取締役会において経営の現状を説明し、各取締役は各部門の業務執行状況を報告する。
  - (c) 職務権限規程や業務分掌規程等の社内諸規程に基づき、取締役・使用人の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については決裁制度の見直しを適宜行い、権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保する。
  - (d) 当社における法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役が、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、常設ないし臨時で人員を配置する。
  - (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努める。
  - (c) 監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- (a) 当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法定の報告事項のみではなく、当社に重大な影響を及ぼすと思われる事実を知った場合には、速やかに当社の監査役に報告しなければならない。
  - (b) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること、必要な書類の閲覧を行うことができる。



(c) 当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとし、適切に運用する。  
また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(b) 監査役は、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

(c) 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性、効率性を高める。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく断固として排除する姿勢を示し、反社会的勢力と一切の関係を断絶することを基本方針とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令遵守等

組織横断的に構成されるコンプライアンス委員会（毎月1回開催）において、全従業員のコンプライアンス意識を高めるための取組みやリスク管理等を含めた内部統制システムの強化について審議を行いました。従業員に対しては、役員と全店長が集まる店長会議や役員と本部社員が集まる社員会議の場で啓蒙するほか、社内掲示物や社内報などを用いて法令遵守への啓発・教育を行っております。また、内部通報窓口についても全従業員に対して周知しており、有効に運用しております。

② 情報の保存及び管理

文書管理規程等の社内規程に基づき取締役会及び重要な会議・委員会の議事録作成を行うとともに保存管理の徹底を図っております。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しております。

③ 取締役会

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しております。会社の重要事項は社内規程に則り決定し、その内容は翌月の取締役会において取締役及び監査役に報告されています。

④ 内部監査の実施について

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告しております。

⑤ 監査役の職務の執行について

取締役会には監査役全員が、コンプライアンス委員会等重要な会議には常勤監査役が出席し、業務の執行状況を確認しております。当事業年度に開催されたこれらの会議において、課題やリスクについて認識共有を行い、監査役の視点から適宜問題提起を行いました。また代表取締役及び内部監査室との定期的な意見交換も実施いたしました。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額         | 科 目             | 金 額         |
|-------------------|-------------|-----------------|-------------|
| (資 産 の 部)         |             | (負 債 の 部)       |             |
| 【流 動 資 産】         | 【5,675,813】 | 【流 動 負 債】       | 【3,930,873】 |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,750,890   | 買 掛 金           | 681,938     |
| 預 け 金             | 95,964      | 1年内返済予定の長期借入金   | 802,744     |
| 売 掛 金             | 134,230     | リ ー ス 債 務       | 186,027     |
| 商 品 及 び 製 品       | 76,816      | 未 払 金           | 879,484     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 18,484      | 設 備 関 係 未 払 金   | 251,024     |
| 前 払 費 用           | 134,423     | 未 払 費 用         | 79,732      |
| 未 収 入 金           | 291,985     | 未 払 法 人 税 等     | 294,390     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 143,734     | 未 払 消 費 税 等     | 101,555     |
| そ の 他             | 29,283      | 預 り 金           | 21,520      |
| 【固 定 資 産】         | 【5,329,398】 | 前 受 収 益         | 364,002     |
| (有 形 固 定 資 産)     | (3,973,379) | 賞 与 引 当 金       | 267,694     |
| 建 物               | 3,363,078   | そ の 他           | 758         |
| 機 械 及 び 装 置       | 4,282       | 【固 定 負 債】       | 【2,501,238】 |
| 車 両 運 搬 具         | 40          | 長 期 借 入 金       | 1,509,822   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 71,272      | リ ー ス 債 務       | 367,674     |
| リ ー ス 資 産         | 496,357     | 長 期 前 受 収 益     | 34,068      |
| 建 設 仮 勘 定         | 38,348      | 退 職 給 付 引 当 金   | 28,732      |
| (無 形 固 定 資 産)     | (26,846)    | 資 産 除 去 債 務     | 559,441     |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 25,180      | そ の 他           | 1,500       |
| 商 標 権             | 952         | 負 債 合 計         | 6,432,112   |
| そ の 他             | 714         | (純 資 産 の 部)     |             |
| (投 資 そ の 他 の 資 産) | (1,329,172) | 【株 主 資 本】       | 【4,573,100】 |
| 投 資 有 価 証 券       | 500         | 資 本 金           | 1,474,174   |
| 出 資 金             | 38          | 資 本 剰 余 金       | 1,464,174   |
| 長 期 前 払 費 用       | 83,112      | 資 本 準 備 金       | 1,464,174   |
| 長 期 未 収 入 金       | 8,896       | 利 益 剰 余 金       | 1,634,751   |
| 差 入 保 証 金         | 1,040,666   | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 1,634,751   |
| 繰 延 税 金 資 産       | 135,969     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 1,634,751   |
| そ の 他             | 68,887      | 純 資 産 合 計       | 4,573,100   |
| 貸 倒 引 当 金         | △8,896      | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 11,005,212  |
| 資 産 合 計           | 11,005,212  |                 |             |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から  
平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 18,659,881 |
| 売 上 原 価                 |         | 5,852,556  |
| 売 上 総 利 益               |         | 12,807,324 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 11,688,774 |
| 営 業 利 益                 |         | 1,118,550  |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 133     |            |
| 保 険 解 約 返 戻 金           | 13,158  |            |
| そ の 他                   | 20,130  | 33,422     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 36,810  |            |
| 支 払 手 数 料               | 14,542  |            |
| 株 式 交 付 費               | 14,037  |            |
| そ の 他                   | 4,458   | 69,849     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,082,123  |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8,369   |            |
| 減 損 損 失                 | 39,562  | 47,931     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 1,034,192  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 488,389 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △39,683 | 448,705    |
| 当 期 純 利 益               |         | 585,486    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年 8 月 1 日から)  
(平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本   |           |              |              |              |             | 純資産合計     |
|---------------|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----------|
|               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |              | 株主資本<br>合 計 |           |
|               |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |           |
|               |           |           |              | 繰越利益<br>剰余金  |              |             |           |
| 当 期 首 残 高     | 550,356   | 540,356   | 540,356      | 1,082,351    | 1,082,351    | 2,173,063   | 2,173,063 |
| 当 期 変 動 額     |           |           |              |              |              |             |           |
| 新 株 の 発 行     | 923,818   | 923,818   | 923,818      |              |              | 1,847,636   | 1,847,636 |
| 剰 余 金 の 配 当   |           |           |              | △33,086      | △33,086      | △33,086     | △33,086   |
| 当 期 純 利 益     |           |           |              | 585,486      | 585,486      | 585,486     | 585,486   |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 923,818   | 923,818   | 923,818      | 552,400      | 552,400      | 2,400,036   | 2,400,036 |
| 当 期 末 残 高     | 1,474,174 | 1,464,174 | 1,464,174    | 1,634,751    | 1,634,751    | 4,573,100   | 4,573,100 |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月10日

株式会社鳥貴族  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 潔 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥貴族の平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査基本計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、監査基本計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月17日

株 式 会 社 鳥 貴 族      監 査 役 会

常勤監査役 原 田 雅 彦 ㊞

社外監査役 石 井 義 人 ㊞

社外監査役 疋 田 実 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第29期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円

この場合の配当総額は18,920,500円となります。

また、当期（年間）配当金は、先に実施いたしました中間配当金と合わせ、1株につき金15円となります。

なお、当社は平成27年2月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年10月29日といたしたいと存じます。



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社定款におきましては社外取締役及び社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を規定しております。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても期待された役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条第2項及び第40条第2項の規定を変更するものであります。

なお、定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条 （条文省略）<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）<br/>第40条 （条文省略）<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> | <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条 （現行どおり）<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>（監査役の責任免除）<br/>第40条 （現行どおり）<br/>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | おおぐらただし<br>大 倉 忠 司<br>(昭和35年2月4日生)  | 昭和57年11月 やぎとり道場入社<br>昭和61年9月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）                                                                                                                                                                 | 1,140,000株 |
| 2          | なかにしたくみ<br>中 西 卓 己<br>(昭和38年10月5日生) | 昭和62年4月 株式会社近畿ハイム入社<br>昭和63年11月 当社入社<br>平成元年5月 当社 取締役就任営業部長<br>平成3年4月 当社 専務取締役就任営業本部長<br>平成21年8月 当社 専務取締役管理本部長<br>平成22年12月 当社 専務取締役営業本部長<br>平成25年11月 当社 専務取締役営業本部シニアディレクター<br>平成26年8月 当社 専務取締役開発本部シニアディレクター（現任） | 80,000株    |
| 3          | あおきしげのり<br>青 木 繁 則<br>(昭和40年1月9日生)  | 昭和62年4月 当社入社<br>平成元年5月 当社 取締役就任商品開発本部長<br>平成21年8月 当社 常務取締役就任開発部部長<br>平成24年11月 当社 常務取締役商品部部長<br>平成25年11月 当社 常務取締役商品部ディレクター（現任）                                                                                   | 50,000株    |
| 4          | みちしたさとし<br>道 下 聡<br>(昭和52年1月14日生)   | 平成16年4月 税理士法人廣木会計社入社<br>平成19年7月 当社入社<br>平成22年8月 当社 管理部部長兼管理課課長<br>平成22年12月 当社 取締役就任管理部部長<br>平成25年11月 当社 取締役管理部ディレクター（現任）                                                                                        | 1,200株     |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                 | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5          | やま した あきら<br>山 下 陽<br>(昭和51年9月13日生)    | 平成12年 4 月 当社入社<br>平成20年 1 月 当社 関東エリア統括マネージャー<br>平成22年 6 月 当社 常勤監査役<br>平成24年10月 当社 取締役就任人事部部長<br>平成25年11月 当社 取締役人財部ディレクター<br>平成26年 8 月 当社 取締役営業本部シニアディレクター<br>(現任)                                                          | 19,000株    |
| 6          | ね ぎし くに ゆき<br>根 岸 邦 行<br>(昭和16年8月13日生) | 昭和61年 4 月 ユニ・チャーム株式会社入社<br>平成 3 年 5 月 同社 取締役<br>平成 9 年 4 月 上海尤妮佳有限公司 総経理<br>平成13年 9 月 中野食品株式会社入社<br>平成20年 5 月 同社 専務取締役<br>平成24年10月 株式会社理念・実践塾設立<br>同社 代表取締役 (現任)<br>平成26年10月 当社 取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社理念・実践塾 代表取締役 | 1,000株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 根岸邦行氏は、社外取締役候補者であります。

3. 根岸邦行氏は、ユニ・チャーム株式会社において取締役等を歴任される等、企業経営に関する幅広い見識を有しており、当社経営上有用な意見・助言が期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 根岸邦行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

5. 当社は、根岸邦行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、根岸邦行氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、根岸邦行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

7. 「所有する当社の株式数」については、平成27年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋2番8号

大阪商工会議所 4階 401号会議室



交通 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」①⑫番出口より（徒歩約8分）

地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」④番出口より（徒歩約8分）

ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

